

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程の一部改正について

### 1 改正の趣旨

医療環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制の構築に向け、組織規程について所要の改正を行う。

### 2 改正の内容（詳細については、別添「新旧対照表」及び「組織図」に記載）

所属名	理由及び内容	改正条項
本部	(1) 経営分析、経営改善、診療報酬の改定への対応、医事事務指導など、収益確保や経営改善の取り組みを進めるために、「経営管理室」を本部事務局に新設する。 (2) 本部内部統制・コンプライアンス室の機能強化を図るため項目を追加する。	第5条第2項、第6条、第6条の2
足柄上病院	(1) 足柄上病院に「内視鏡センター」及び「人工関節センター」を新設し、広くアピールすることで、病院のブランド力向上を図る。 (2) 日本神経学会の決定に合わせて医療局「神経内科」を医療局「脳神経内科」に改める。	第10条第1項、第2項
がんセンター	(1) 機能を強化するため事務局「地域連携課」を病院「地域連携室」に改める。 (2) 医療技術職を統一するため病院患者支援部「リハビリテーションセンター」を病院医療技術部「リハビリテーション技術科」に改める。 (3) 機能を強化するため病院医療管理部「医療安全推進室」をがんセンター「医療安全推進室」に病院医療管理部「感染制御室」を病院「感染制御室」に改める。 (4) 業務の実情に合わせるため病院医療管理部「新規治療開発支援センター」から病院「新規治療開発支援センター」に改める。 (5) 診療実績がないため病院医療局「眼科」を廃止する。 (6) 病院「重粒子線治療管理室」を廃止する（業務は総務企画課に移管）。 (7) 診療内容を外部から理解しやすくするため病院医療局「糖尿病内科」を「糖尿病・内分泌内科」に改める。	第13条第1項、第2項

### 3 施行期日

令和2年4月1日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(本部の組織)</p> <p>第5条 本部に事務局及び内部統制・コンプライアンス室を置く。</p> <p>2 本部の事務局に次の各号に掲げる部及び室を置く。</p> <p>(1) 総務企画部</p> <p>(2) 人事部</p> <p>(3) 財務部</p> <p>(4) <u>経営管理室</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(本部の事務局の事務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(9) 法人の登記に関すること。</p> <p>(10) 供託に関すること。</p> <p>(11) 医療安全対策及び医療の質の向上に関すること。</p> <p>(12) 労働協約に関すること。</p> <p>(13) <u>広聴の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(14) 職員の任命、退職、解雇、懲戒、服務その他人事に関すること。</p> <p>(15) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。</p> <p>(16) 職員の研修、福利厚生及び安全衛生に関すること。</p> <p>(17) 職員の表彰に関すること。</p> <p>(18) 職員の賠償責任に関すること。</p> <p>(19) 資金計画及び収支計算に関すること。</p> <p>(20) 予算の原案の作成及び経理に関すること。</p> <p>(21) 経理の指導及び調整に関すること。</p> <p>(22) 決算の調製及び財務諸表の作成に関すること。</p> <p>(23) 剰余金の処分及び積立金に関すること。</p> <p>(24) 長期借入金及び短期借入金に関すること。</p> <p>(25) 金融機関に関すること。</p> <p>(26) 金銭出納及びその他の会計事務に関すること。</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(本部の組織)</p> <p>第5条 本部に事務局及び内部統制・コンプライアンス室を置く。</p> <p>2 本部の事務局に次の各号に掲げる部及び室を置く。</p> <p>(1) 総務企画部</p> <p>(2) 人事部</p> <p>(3) 財務部</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>3 (略)</p> <p>(本部の事務局の事務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(9) 訟務事務に関すること。</p> <p>(10) 法人の登記に関すること。</p> <p>(11) 供託に関すること。</p> <p>(12) 医療安全対策及び医療の質の向上に関すること。</p> <p>(13) <u>情報公開、情報提供、個人情報保護及び広聴の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(14) 労働協約に関すること。</p> <p>(15) 職員の任命、退職、解雇、懲戒、服務その他人事に関すること。</p> <p>(16) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。</p> <p>(17) 職員の研修、福利厚生及び安全衛生に関すること。</p> <p>(18) 職員の表彰に関すること。</p> <p>(19) 職員の賠償責任に関すること。</p> <p>(20) 資金計画及び収支計算に関すること。</p> <p>(21) 予算の原案の作成及び経理に関すること。</p> <p>(22) 経理の指導及び調整に関すること。</p> <p>(23) 決算の調製及び財務諸表の作成に関すること。</p> <p>(24) 剰余金の処分及び積立金に関すること。</p> <p>(25) 長期借入金及び短期借入金に関すること。</p>

新

- (27) 運営費負担金に関すること。
- (28) 固定資産の取得、管理、処分等に関すること。
- (29) 物品の取得、検査、管理及び処分に関すること。
- (30) 寄付又は贈与に関すること。
- (31) 建築工事に関すること。
- (32) 指名競争入札の参加者の資格に関すること。
- (33) 工事等請負業者及び物品等の購入業者の調査選定に関すること。
- (34) 工事等の検査に関すること。
- (35) 宿舎に関すること。
- (36) 本部の所管に属する損失補償に関すること。
- (37) 不動産の登記及び登記権利証書の保存に関すること。
- (38) 情報システムの開発、管理及び運用に関すること。
- (39) 経営分析、経営改善及び指導に関すること。
- (40) 医事事務指導等に関すること。
- (41) 本部事務局の庶務事務に関すること。

(内部統制・コンプライアンス室の事務)

第6条の2 (略)

- (10) 訟務事務に関すること。
- (11) 情報公開、情報提供、個人情報保護の保護に関すること。
- (12) 職員の考査に関すること。
- (13) 業務改善に関すること。
- (14) その他内部統制及びコンプライアンスの推進に関すること。

第7条～第9条 (略)

(足柄上病院)

第10条 神奈川県立足柄上病院 (以下「足柄上病院」という。) に次の局、センター、部、課、科及び室を置く。

(略)	(略)
医療局	(略)
	脳神経内科
	(略)

旧

- (27) 金融機関に関すること。
- (28) 金銭出納及びその他の会計事務に関すること。
- (29) 運営費負担金に関すること。
- (30) 固定資産の取得、管理、処分等に関すること。
- (31) 物品の取得、検査、管理及び処分に関すること。
- (32) 寄付又は贈与に関すること。
- (33) 建築工事に関すること。
- (34) 指名競争入札の参加者の資格に関すること。
- (35) 工事等請負業者及び物品等の購入業者の調査選定に関すること。
- (36) 工事等の検査に関すること。
- (37) 宿舎に関すること。
- (38) 本部の所管に属する損失補償に関すること。
- (39) 不動産の登記及び登記権利証書の保存に関すること。
- (40) 情報システムの開発、管理及び運用に関すること。
- (41) 本部事務局の庶務事務に関すること。

(内部統制・コンプライアンス室の事務)

第6条の2 (略)

- (10) その他内部統制及びコンプライアンスの推進に関すること。

第7条～第9条 (略)

(足柄上病院)

第10条 神奈川県立足柄上病院 (以下「足柄上病院」という。) に次の局、センター、部、課、科及び室を置く。

(略)	(略)
医療局	(略)
	神経内科

新

	内視鏡センター
	人工関節センター
	医療安全推進室
(略)	(略)

2 前項の局、センター、部、課、科及び室は、次の事務を分掌する。

(略)

医療局

(略)

脳神経内科

(1) 患者の脳神経内科の診療に関すること。

(略)

内視鏡センター

(1) 内視鏡による診断及び治療に関すること。

人工関節センター

(1) 人工関節による治療に関すること。

(略)

第11条～第12条 (略)

(がんセンター)

第13条 神奈川県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）に次の病院（本条並びに第15条第3項及び第4項における病院とはがんセンターに設置する病院をいう。）、研究所、局、部、センター、課、科及び室を置く。

事務局	総務企画課
	財務経営課
	医事・診療情報管理課
	医療安全推進室
病	地域連携室

旧

	(略)	(略)
		医療安全推進室
(略)	(略)	(略)

2 前項の局、センター、部、課、科及び室は、次の事務を分掌する。

(略)

医療局

(略)

神経内科

(1) 患者の神経内科の診療に関すること。

(略)

<新設>

第11条～第12条 (略)

(がんセンター)

第13条 神奈川県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）に次の病院（本条並びに第15条第3項及び第4項における病院とはがんセンターに設置する病院をいう。）、研究所、局、部、センター、課、科及び室を置く。

事務局	総務企画課
	財務経営課
	医事・診療情報管理課
	地域連携課

新		旧		
院	患者支援部	緩和ケアセンター	緩和ケアセンター	
		患者支援センター	患者支援センター	
		アピアランスサポートセンター	アピアランスサポートセンター	
		患者医療対話推進室	患者医療対話推進室	
		感染制御室	感染制御室	
		医療管理部	医療の質評価推進室	医療の質評価推進室
			放射線治療品質保証室	放射線治療品質保証室
			新規治療開発支援センター	新規治療開発支援センター
		医療局	循環器内科	循環器内科
			糖尿病・内分泌内科	糖尿病内科
			呼吸器内科	呼吸器内科
			呼吸器外科	呼吸器外科
			血液・腫瘍内科	血液・腫瘍内科
			消化器内科	消化器内科
			消化器外科	消化器外科
精神腫瘍科	精神腫瘍科			
脳神経外科	脳神経外科			
頭頸部外科	頭頸部外科			
形成外科	形成外科			
皮膚科	皮膚科			
乳腺内分泌外科	乳腺内分泌外科			
婦人科	婦人科			
泌尿器科	泌尿器科			
病	患者支援部	患者支援部		
院	医療局	医療局		

新	旧
骨軟部腫瘍外科	泌尿器科
放射線診断・IVR科	骨軟部腫瘍外科
放射線治療科	放射線診断・IVR科
東洋医学科（漢方サポートセンター）	放射線治療科
免疫療法科（がんワクチン・免疫センター）	東洋医学科（漢方サポートセンター）
麻酔科	免疫療法科（がんワクチン・免疫センター）
ICU科	麻酔科
緩和ケア内科	ICU科
歯科口腔外科	緩和ケア内科
リハビリテーション科	歯科口腔外科
病理診断科	リハビリテーション科
輸血医療科	病理診断科
遺伝診療科	輸血医療科
がんゲノム診療科	遺伝診療科
	がんゲノム診療科
がんゲノム診療センター	がんゲノム診療センター
重粒子線治療センター	重粒子線治療センター
医療技術部	医療技術部
放射線診断技術科	放射線診断技術科
放射線治療技術科	放射線治療技術科
物理工学科	物理工学科
検査科	検査科
栄養管理科	栄養管理科
薬剤科	薬剤科
臨床工学科	薬剤科

新		旧	
看護局	リハビリテーション技術科	看護局	臨床工学科
	外来看護科		外来看護科
看護局	手術看護科	看護局	手術看護科
	3 E 病棟看護科		3 E 病棟看護科
	3 S 病棟看護科		3 S 病棟看護科
	4 E 病棟看護科		4 E 病棟看護科
	4 W 病棟看護科		4 W 病棟看護科
	5 E 病棟看護科		5 E 病棟看護科
	5 W 病棟看護科		5 W 病棟看護科
	6 E 病棟看護科		6 E 病棟看護科
	6 W 病棟看護科		6 W 病棟看護科
	7 E 病棟看護科		7 E 病棟看護科
	7 W 病棟看護科		7 W 病棟看護科
	看護教育科		看護教育科
	新規治療開発支援センター		
	生体試料センター		生体試料センター
臨床研究所	がん生物学部	臨床研究所	がん生物学部
	がん分子病態学部		がん分子病態学部
	がん治療学部		がん治療学部
	がん予防・情報学部		がん予防・情報学部
	がん免疫療法研究開発学部		がん免疫療法研究開発学部
2 前項の病院、研究所、局、部、センター、課、科及び室は、次の事務を分掌する。	2 前項の病院、研究所、局、部、センター、課、科及び室は、次の事務を分掌する。	事務局	事務局
事務企画課			

新

- (略)  
 (14) 重粒子線治療施設の管理に関すること。  
 (15) 職員の教育及び研修（看護局の所管に係るものを除く。）に関すること。

- (16) 医療関係技術者の受入れ及び研修に関すること。  
 (17) 図書室の運営に関すること。  
 (18) その他の他の病院、研究所及び事務局の課の主管に属しないこと。

(略)  
 <移管>

医療安全推進室

- (1) 医療安全の推進に関すること。

病院

地域連携室

- (1) 診療情報の収集、分析に関すること。  
 (2) 地域の医療機関との連携調整に関すること。  
 (3) がんの診療及び研究の連携及び調整に関すること。  
 (4) 都道府県がん診療連携拠点病院に関すること。

患者支援部

(略)

<移管>

患者医療対話推進室

- (1) 患者との対話の推進に関すること。

感染制御室

- (1) 院内感染対策に関すること。

医療管理部

<移管>

旧

総務企画課

(略)

- (12) 職員の教育及び研修（看護局の所管に係るものを除く。）に関すること。

- (13) 医療関係技術者の受入れ及び研修に関すること。

- (14) 図書室の運営に関すること。

- (15) その他の他の病院、研究所及び事務局の課の主管に属しないこと。

(略)

地域連携課

- (1) 診療情報の収集、分析に関すること。  
 (2) 地域の医療機関との連携調整に関すること。  
 (3) がんの診療及び研究の連携及び調整に関すること。  
 (4) 都道府県がん診療連携拠点病院に関すること。

<移管>

病院

<移管>

患者支援部

(略)

リハビリテーションセンター

- (1) 患者のリハビリテーションに関すること

患者医療対話推進室

- (1) 患者との対話の推進に関すること。

<移管>

医療管理部

医療安全推進室



新

- 医療の質評価推進室  
 医療の質の評価と向上に関すること。  
 放射線治療品質保証室  
 (1) 放射線治療の品質管理に関すること。  
 <移管>

医療局  
(略)

<削除>

(略)  
重粒子線治療センター

<削除>

- (1) 重粒子線治療に関すること。  
 医療技術部

(略)

リハビリテーション技術科

- (1) リハビリテーション療法に関すること。  
 (略)

新規治療開発支援センター

- (1) 新規治療の開発支援に関すること。

- (2) 治療管理に関すること。  
 (略)

第14条～第22条 (略)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

旧

- (1) 医療安全の推進に関すること。  
 感染制御室

- (1) 院内感染対策に関すること。  
 医療の質評価推進室

- (1) 医療の質の評価と向上に関すること。  
 放射線治療品質保証室

- (1) 放射線治療の品質管理に関すること。  
 新規治療開発支援センター

- (1) 新規治療の開発支援に関すること。

- (2) 治療管理に関すること。  
 医療局

(略)

眼科

- (1) 患者の眼科の診療に関すること。  
 (略)

重粒子線治療センター

重粒子線治療管理室

- (1) 重粒子線治療施設の管理に関すること。  
 医療技術部

(略)

<移管>

(略)

<移管>

(略)

第14条～第22条 (略)

本部 組織図(新旧対照表)

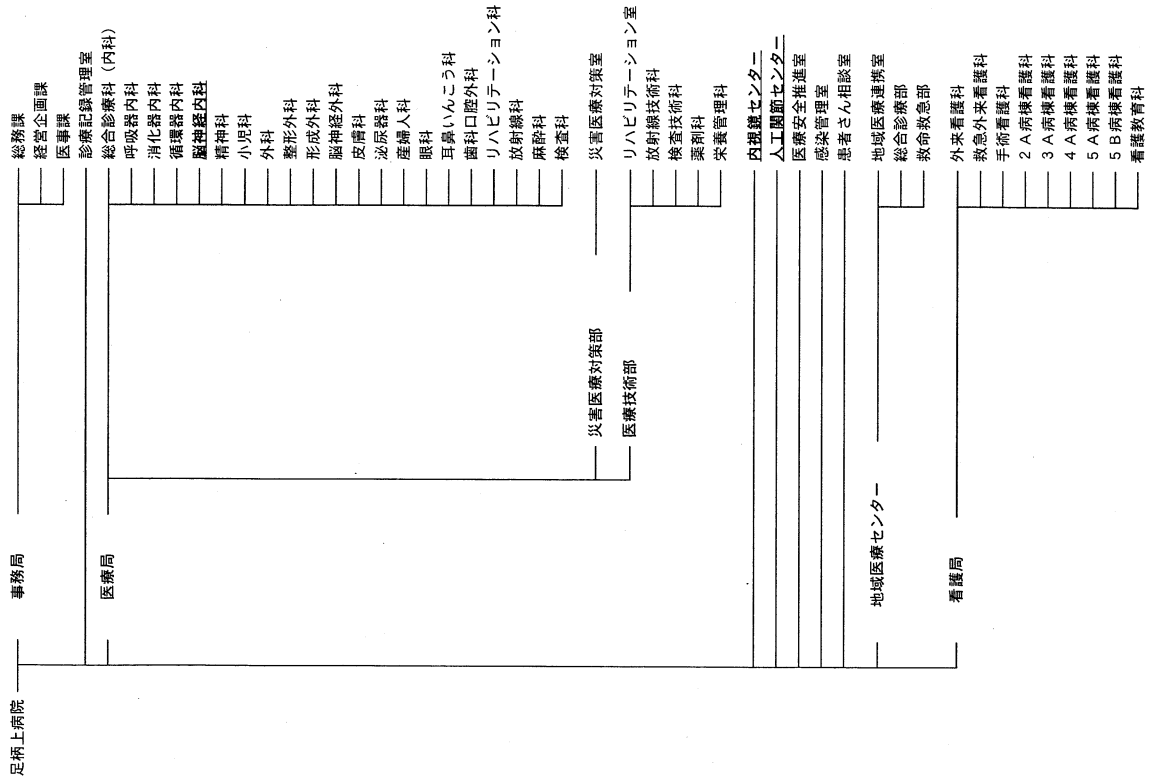
新(改正後)	旧(改正前)
<p>本部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局</li> <li>総務企画部                     <ul style="list-style-type: none"> <li>総務企画課</li> <li>人事部                             <ul style="list-style-type: none"> <li>人事給与課</li> </ul> </li> <li>財務部                             <ul style="list-style-type: none"> <li>財務経理課</li> </ul> </li> <li>経営管理室</li> </ul> </li> <li>内部統制・コンプライアンス室</li> </ul>	<p>本部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局</li> <li>総務企画部                     <ul style="list-style-type: none"> <li>総務企画課</li> <li>人事部                             <ul style="list-style-type: none"> <li>人事給与課</li> </ul> </li> <li>財務部                             <ul style="list-style-type: none"> <li>財務経理課</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>内部統制・コンプライアンス室</li> </ul>

足柄上病院 組織図 (新旧対照表)

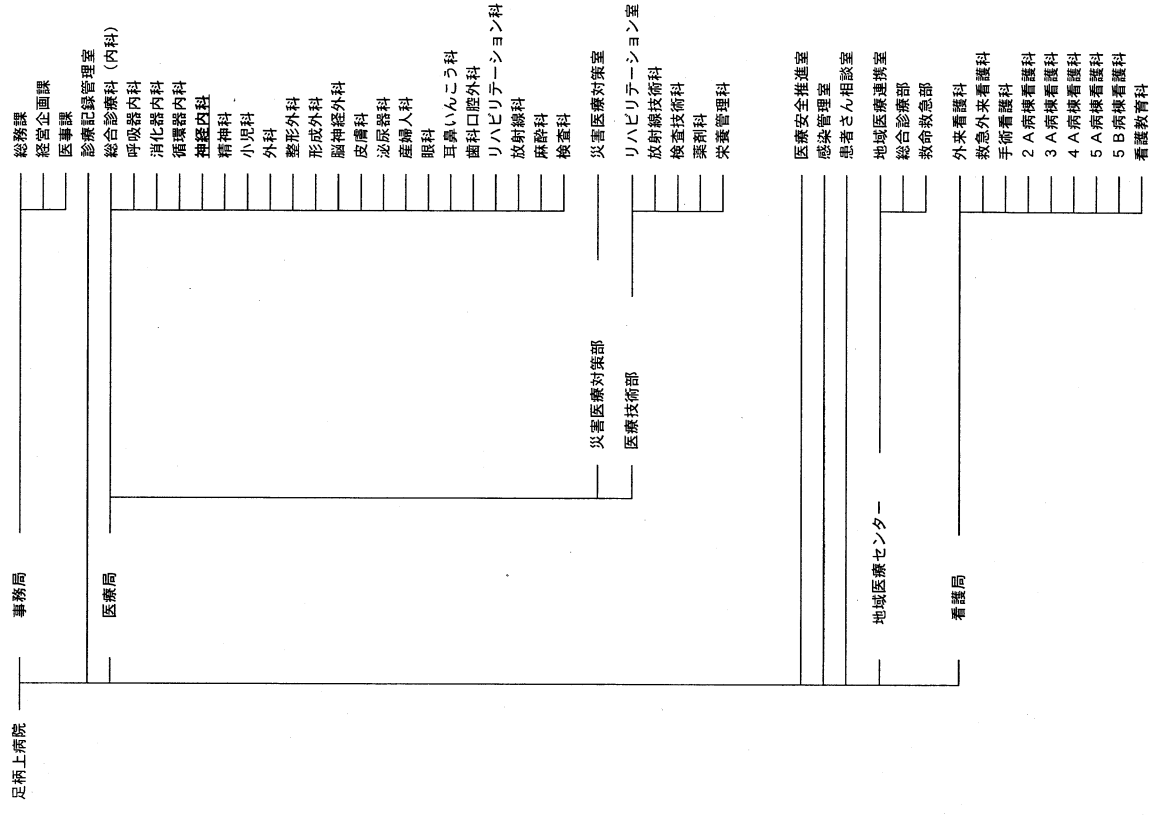
新 (改正後)

旧 (改正前)

(1) 組織



(1) 組織



がんセンター組織図(新旧対照表)

2020.2.13現在

新(改正後)

旧(改正前)

